



壬生町公示第24号

下記に係る書類については、住居所不明等のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注 意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月21日

壬生町長 小 菅 一 弥



送達する書類の名称

令和8年度軽自動車税納税通知書

送達を受けるべき者の氏名

日本環境設備株式会社

合同会社MUHAMMAD ARIFEEN TRADING

石島 一明

石渡 政弘

江川 喜浩

大多和 亮介

恩田 勝

神子 雅元

角野 裕子

櫛田 将

工藤 勝美

小平 健太郎

篠原 稔

多喜 牧夫

竹澤 寿代

中岡 良治

野口 昭夫

野平 正行

増田 政雄

宮川 秀和